

規 則

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十六日

埼玉県人事委員会委員長 武 笠 正 男

埼玉県人事委員会規則六一九二

職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する規則（埼玉県人事委員会規則六一一一）の一部を次のように改正する。

目次中「条件付採用期間」の下に、「会計年度任用職員」を加える。

第二条第二号を次のように改める。

二 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（臨時的任用を除く。）をいう。

第二条第六号中「法」を「地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。）」に改める。

第三条第一項中「第十五条」の下に「及び第三十八条の二第一項」を加える。

第二十条第一項第二号中「及び自動車整備士」を「、自動車整備士及び航空整備」に改め、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 第十五条第三号及び第五号に掲げる場合のうち、委員会が委任することが適当であると認める職

第二十条第二項に次の二号を加える。

四 巡査長の職（第十五条第三号に掲げる場合に限る。）

五 巡査の職（第十五条第三号に掲げる場合に限る。）

第二十条第四項中「若しくは第二号」を「から第三号まで」に改め、同条第五項中「第一項第三号及び第四号」を「第一項第四号又は第五号」に改める。

第二十一条の十第二号を削り、同条第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第二十一条の十四第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか」を「委員会は」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「任命権者」を「警察本部長」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「任命権者」を「警察本部長」に改め、「又は第二項」を削り、同項を同条第三項とする。

第六章の章名中「条件付採用期間」の下に「、会計年度任用職員」を加える。
第三十八条の次に次の一条を加える。

(会計年度任用職員の採用の方法等)

第三十八条の二 会計年度任用職員(法第二十二条の二第一項に規定する会計年度

任用職員をいう。以下この条において同じ。)の採用は、選考によるものとする。

2 委員会は、前項の規定による選考の実施を任命権者に委任する。第二十条第四項の規定は、この場合について準用する。

3 会計年度任用職員に対する前条の規定の適用については、同条第一項中「六月間」とあるのは「一月間」と、「九十日」とあるのは「十五日」と、同条第三項中「採用後一年」とあるのは「当該職員の任期」と、「一年とする」とあるのは「当該職員の任期とする」とする。

4 第一項の規定による選考の実施に関し必要な事項は、第十七条から第十九条まで及び第二十一条の規定にかかわらず、別に定める。

第三十九条中「職に欠員」を「常時勤務を要する職に欠員」に改める。

別表第五選考の対象となる職に、「三十七 航空整備の職」を加える。

別表第六中「、第二十一条の十、第二十一条の十四」を削る。

別表第八を次のように改める。

別表第八 選考の対象となる職(四)(第二十一条の十関係)

根拠法令	選考による昇任の対象となる職
埼玉県行政組織規則	主査以上の職(これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。)
埼玉県労働委員会事務局の組織等に関する規則	主査以上の職
埼玉県収用委員会事務局の設置に関する規則	主査以上の職
埼玉県議会事務局条例	主査以上の職
埼玉県選挙管理委員会規程	主査以上の職
埼玉県監査事務局組織規程	主査以上の職
埼玉県教育局組織規則	主査以上の職

<p>埼玉県立中学校管理規則</p>	<p>担当課長以上の職（これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。）</p>
<p>埼玉県立高等学校管理規則</p>	<p>事務長以上の職（これらに相当する職を含む。以下この表において同じ。）</p>
<p>埼玉県立特別支援学校管理規則</p>	<p>事務長以上の職</p>
<p>埼玉県立文書館管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立近代美術館管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立総合教育センター管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立図書館管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立げんきプラザ管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立歴史と民俗の博物館管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立史跡の博物館管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>埼玉県立自然と川の博物館管理規則</p>	<p>担当課長以上の職</p>
<p>学校教育法 学校職員の給与条例</p>	<p>事務主査以上の職又は栄養主査の職</p>
<p>埼玉県人事委員会事務局の組織等に関する規則</p>	<p>主査以上の職</p>

	警察法	巡查部長以上の職
	埼玉県警察組織規則 埼玉県警察組織規程	係長以上の職（これらに相当する職を含む。）
	埼玉県企業局組織規程	主査以上の職
	埼玉県病院局組織規程	主査以上の職
程	埼玉県下水道局組織規程	主査以上の職

附 則

- 1 この規則は、平成三十二年四月一日から施行する。ただし、第二十条、第二十一条の十及び第二十一条の十四並びに別表第五、別表第六及び別表第八の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正後の職員に関する規則第三十八条の二の規定による採用の適正かつ円滑な実施を確保するため、必要な準備を行うものとする。